

第1章 海難等の動向

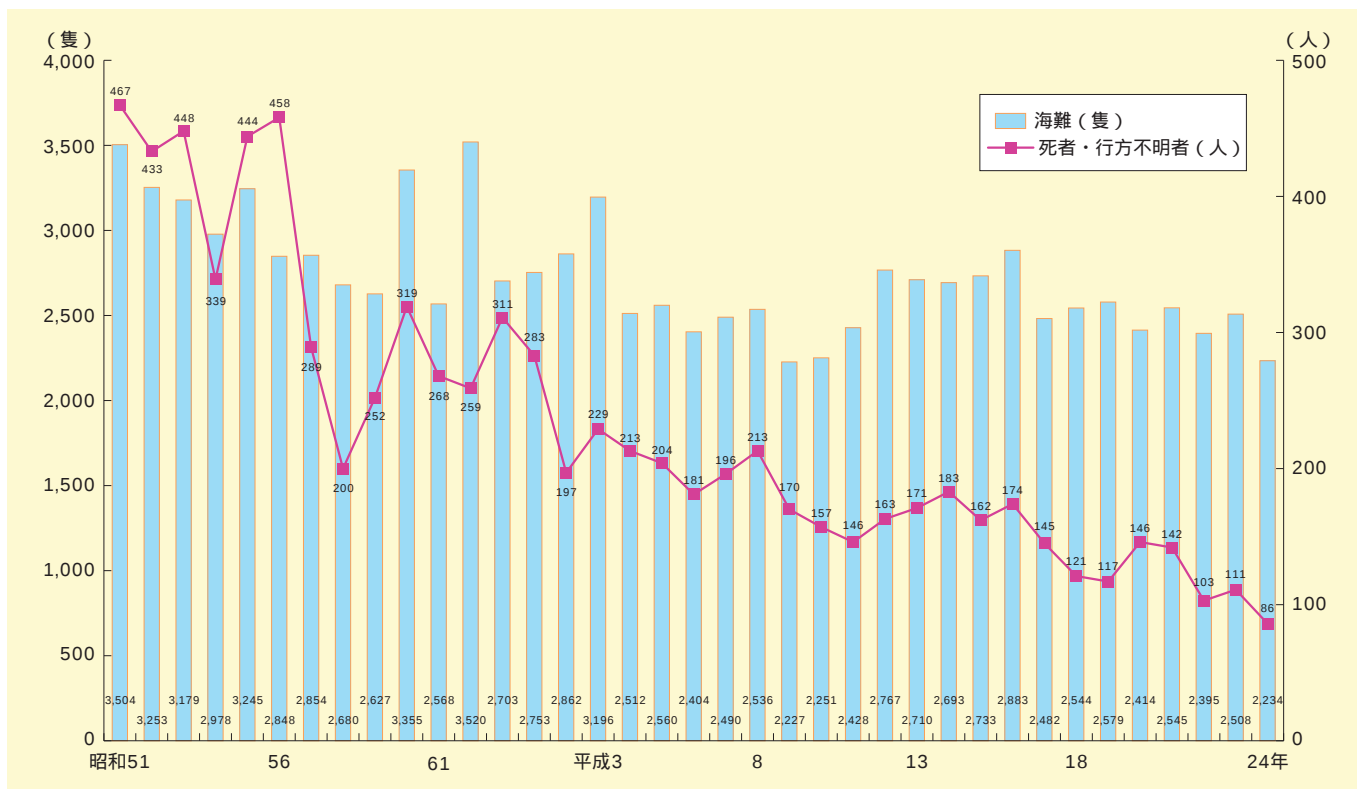
1 平成24年中の海難等及び海難救助の状況

海難船舶数は2,234隻であった。うち667隻の自力入港を除く1,567隻中、1,356隻が救助された。また、海難船舶乗船者9,715人のうち、5,026人の自力救助を除く4,689人中、4,628人が救助された。

海難による死者・行方不明者数は86人、船舶からの海中転落による死者・行方不明者数は112人であった。

海難による死者・行方不明者数、船舶からの海中転落による死者・行方不明者数ともに漁船によるものが最も多く、それぞれ全体の80%、57%を占めている。

海難船舶隻数及びそれに伴う死者・行方不明者数の推移



注 1 海上保安庁資料による。

2 死者・行方不明者には、病気等によって操船が不可能になったことにより、船舶が漂流するなどの海難が発生した場合の死亡した操船者を含む。

2 平成24年中のプレジャーボート等の海難等及び海難救助の状況

プレジャーボート等の海難船舶隻数は1,042隻であった。うち156隻の自力入港を除く886隻中804隻が救助された。

プレジャーボート等の海難船舶隻数は前年より100隻減少し、海難船舶隻数全体の47%を占めている。

プレジャーボート

モーターボート、ヨット、水上オートバイ等個人がレジャーに用いる小型船舶。スポーツ又はレクリエーションに用いられるヨット、モーターボート等の船舶の総称。

第2章 海上交通安全施策の現況

1 海上交通環境の整備

●交通安全施設等の整備

船舶交通の安全確保及び運航能率の向上を図るため、港湾及び航路の整備の進展や船舶交通の高速化等海上交通環境の変化に対応した航路標識の整備を実施し、平成24年度末現在で5,327基の航路標識を管理している。

平成24年度は、地震や台風といった自然災害に伴う航路標識の倒壊や消灯等を未然に防止し、災害時においても、被災地の海上交通安全を確保するために、航路標識の耐震・耐波浪補強や自立型電源化（太陽電池化）による防災対策を推進した。

2 海上交通の安全に関する知識の普及

●海難防止思想の普及

海難を防止するためには、船舶運航者を始めとする海事関係者やマリナー愛好者、さらには国民一人一人の海難防止に関する意識を高めることが重要となる。

このため、海難防止講習会や訪船指導等あらゆる機会を通じて安全運航に関する事項及び海事関係法令の遵守等について指導した。

3 船舶の安全な運航の確保

●運輸安全マネジメント評価の推進

平成18年10月より導入した「運輸安全マネジメント制度」により、事業者が経営トップの主体的な関与の下、現場を含む組織が一丸となって安全管理体制を構築し、国がその実施状況を確認する運輸安全マネジメント評価を24年12月末までに延べ3,807社に対して実施し、昨年に比べ582回増加した。

●旅客船事業者等に対する指導監督の充実強化

旅客船・貨物船等を対象として、海上運送法（昭24法187）、内航海運業法（昭27法151）等に基づく監査を行うとともに、監査手法の改善と体制の充実に努め、その強化を図った。

4 小型船舶等の安全対策の充実

●プレジャーボート等の安全対策の推進

海上保安庁では、海難防止講習会や訪船指導の実施等のあらゆる機会を通じて海難防止思想の普及を図るとともに、小型船安全協会等の民間組織や海上安全指導員などのボランティアの活動に対する支援を行い、啓発活動を主体とした海難防止活動を行うほか、衝突、転覆といった死者・行方不明者及び負傷者を伴うことが多い海難については、現場指導を含めた関係機関等と連携した効果的な海難防止活動を推進した。

警察では、港内その他の船舶交通の多い水域、遊泳客の多い海水浴場、マリナースポーツの利用が盛んな水域等に重点を置いて、警察用船舶により安全指導を行うとともに、警察用航空機との連携によるパトロールや関係団体との協力、連携を図り、マリナー提供業者に対する安全対策の指導、マリナー利用者等の安全意識の啓発活動等を通じて、水上安全の確保を図った。